

グループホームふるまい見附 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口
 電話番号 ☎0258（86）8111 受付時間（8時30分～17時30分）
 担 当 管理者 阿部 結花

1、「グループホームふるまい見附」概要

(1) 事業所の名称、所在地

● 事業所名	認知症対応型共同生活介護 「グループホームふるまい見附」
● 所在地	〒954-0051 新潟県見附市本所1丁目26番25号
● 介護保険事業所番号	1591100134

(2) 当ホームの職員体制

区 分	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
管 理 者	介護福祉士	1名 (兼務)		事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う 利用申し込みに関わる調整等を行う
計 画 作 成 担 当 者	介護支援専門員	1名以上 (兼務)		利用者に関わる介護計画の作成等を行う
介 護 職 員	介護福祉士 他	10名以上		介護業務にあたる

(3) 同事業所の設備の概要

○建物の構造・面積：木造平屋建 準防火構造建築（スプリンクラー完備）建築延べ床面積 525.02 m²

定 員	9名	2ユニット
居住個室	9室	2ユニット 1部屋 9.09 m ² 洗面台・収納付等（約6畳）
浴室	2室	ユニットA 7.97 m ² ユニットB 7.97 m ²
ダイニングキッチン	2室	ユニットA 39.11 m ² ユニットB 39.11 m ²
トイレ	6箇所	ユニットA 3箇所 ユニットB 3箇所

2、サービスの内容

基本的な権利とプライバシーを尊重し、「穏やかに、和やかに、安心して」をモットーに、家庭的な雰囲気の中で認知症の症状を緩和するよう共同生活を援助していきます。

- ① 食事・入浴・排泄・着替え等の介護
- ② 食事の提供（身体の状況に応じた形態・内容の物を提供する）
- ③ 日常生活上の世話

- ④ 日常生活の中での機能訓練（生活リハビリ）
- ⑤ 買い物・趣味の援助
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 服薬の管理
- ⑧ 生活相談
- ⑨ 受診
- ⑩ その他

以上を内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

3、料金

(1) 介護保険利用料金

利用料は給付費の1割で、下記のとおりです。但し、一定の所得以上の方は負担割合証に応じ2割又は3割負担となります。（下記料金表の自己負担額の2倍又は3倍の料金）

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。介護保険制度では、要介護認定による介護度によって利用料が異なります。以下は1日利用あたりの自己負担分となります。

状 態 区 分	1日あたりの自己負担額
要支援 2	749 円
要介護 1	753 円
要介護 2	788 円
要介護 3	812 円
要介護 4	828 円
要介護 5	845 円

(2) 介護保険料加算

夜間支援体制加算 (I)	50 円/日	
夜間支援体制加算 (II)	25 円/日	
若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	
入退院支援の取組 (入院時費用)	246 円/日	1月に6日を限度
看取り介護加算	72 円/日 144 円/日 680 円/日 1280 円/日	死亡日以前 31～45 日以下 死亡日以前 4～30 日以下 死亡日以前 2 日又は 3 日 死亡日
初期加算	30 円/日	入居日から 30 日以内
医療連携体制加算 (I) イ	57 円/日	
医療連携体制加算 (I) ロ	47 円/日	
医療連携体制加算 (I) ハ	37 円/日	
医療連携体制加算 (II)	5 円/日	
退居時相談援助加算	400 円/回	利用者 1 人につき 1 回を限度
退居時情報提供加算	250 円/回	利用者 1 人につき 1 回を限度

認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 円/日	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 円/日	
協力医療機関連携加算	100 円/月 40 円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10 円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 円/月	
新興感染症等施設療養費	240 円/日	
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150 円/月	
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120 円/月	
科学的介護推進体制加算	40 円/月	
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 円/月	
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 円/月	
栄養管理体制加算	30 円/月	
口腔衛生管理体制加算	30 円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算	20 円/回	6 カ月に 1 回を限度
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 円/日	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 円/日	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 円/日	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数に 18.6% を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数に 17.8% を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)		所定単位数に 15.5% を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)		所定単位数に 12.5% を乗じた単位数
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100 円/月	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 円/月	

(3) その他の費用

家賃	60,000 円/月
食材費	1,500 円/日 (概ね 45,000 円/月) 朝 400 円 昼 500 円 夕 500 円 おやつ 100 円
管理費 (光熱水費等)	23,000 円/月
実費	理美容代・紙おむつ・レクリエーションにおける交通費・入場料等・小遣い・医療費・家人より依頼された物品の購入・教養娯楽費等

※①月の途中での入退所の場合、利用料は利用日数により日割計算となります(1月＝30日)。

金額表示については、端数処理により若干変動する場合があります。又、入院・外泊等により不在の場合は、家賃と管理費のみ徴収させていただきます。

※②上記の料金は、制度改正、物価の変動その他の理由により変更する場合があります。

※③『居宅療養管理指導』を利用する場合、別途に介護保険利用料金がかかります。

※④退居時に破損や汚れが著しい場合、修繕等にかかる費用は利用者の負担となる場合があります。

(4) 支払方法

毎月、15日前後に前月分の請求をいたしますので23日までにお支払いください。
お支払方法は、毎月23日ご指定の口座から自動引き落としさせていただきます。
但し現金にて集金させていただく場合もあります。

4、当ホームの特徴

(1) 運営方針

「基本的人権を尊重した、安心と尊厳のある生活」を基本理念とし、認知症のある要介護高齢者と共になじみの環境を整え、おだやかに、和やかに、安全で安心な日常生活を支援していきます。

(2) 選択のための情報提供・留意点

- ・ ケアスタッフは専門資格者を揃え、日常生活全般のケアを専門的に支援します。
- ・ ケアスタッフには、認知症の専門知識を得るため、研修を実施しています。
- ・ ケア記録 希望により開示し家族と密に連携をとっていきます。
- ・ 面 会 自由です。
- ・ 外出、外泊 自由です（届け出用紙に記入）。
- ・ 金銭管理 立替金取り扱いに基づいて管理致します。（明細を家族に報告する義務）
- ・ 持込品 使いなれた馴染みの物（タンス、湯のみ等）。貴重品はご遠慮下さい。
- ・ 受 診 協力医への定期受診などについては当ホームで対応することも可能ですが、基本的にはご家族でお願いします。
- ・ その他 相談に応じます。

5、緊急時の対応方法

グループホームは家庭の延長であり病院や施設ではありません。緊急時は協力病院が対応します。

当ホームでは、下記の病院と連携しています。

- ・ 見附市立病院 住所：見附市学校町2丁目13-50
電話：0258（62）2800
- ・ 山谷クリニック 住所：見附市本所1丁目12-10
電話：0258（61）1388

6、重度化した場合における対応に係るホームの指針

※ 緊急時における連携体制

緊急を要する際は、協力医である医師、訪問看護、ホームの職員と連携を図り早急に治療が受けられる体制をとっています。

※ 重度化した場合の対応

入居者の状態変化により、ホームでの生活が困難となった場合はニーズに応じて、以下

のような対応をいたします。

- ・連携施設等への入所の支援
- ・その他の施設（介護老人福祉施設等）・病院等への入所・入院への支援
- ・在宅介護【居宅ケアマネージャーとの連絡、調整】の支援

※ 入院期間中の取り扱い

入居者と事業者の話し合いにより、退院後ホームへの復帰を希望され、またそれが可能であると思われる場合、家賃と管理費を入院期間中もお支払い頂ければ、おおよそ2ヶ月を目処に、居室を確保しておくことが可能です。

※ 終末期の対応について

上述の通り、利用者の状態の変化に伴いホームでの対応が困難となった場合は、しかるべき医療機関、介護保険施設などへの入院、入所に係る支援をさせていただきます。

7、※体調の変化等緊急の場合には以下のところへ連絡いたします。

主治医	
主治医	
連絡先	
ご家族	
①氏名	
連絡先	
②氏名	
連絡先	

8、非常災害対策

防災設備 スプリンクラー・火災通報システム・消火器・誘導灯
防災訓練 年2回以上実施（昼間、夜間対応各1回）
防災責任者 阿部 結花

9、虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	阿部 結花
-------------	-------

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

(3) その他虐待防止のために必要な措置を講じるものとします。

事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに、虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

10、サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当ホームの苦情受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

[苦情処理担当者]

苦情受付担当者 石田 郁乃

苦情解決責任者 阿部 結花

電 話 0258(86)8111 (受付時間：月曜日～日曜日 8時30分～17時30分)

苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員を設置しています。

(2) 苦情処理手順

- ① 利用者および利用者代理人から苦情があった場合、原則として苦情処理担当者が対応する。両者ともに不在の場合は、他の職員でも対応するが、その旨を苦情処理担当者に直ちに報告する。
- ② 苦情処理担当者は、必要事項について確認をとる。手順に沿い相談および苦情について処理する。
- ③ 苦情の内容により、講ずるべき措置について関連機関と協議する。

(保険者となっている各市町村の健康福祉課介護保険係)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・見附市健康福祉課 介護保険係 0258(61)1350
- ・見附市地域包括支援センター西 0258(62)3345
- ・新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 025(285)3022

11、当法人の概要

名称・法人種別 株式会社生活サポーターふるまい

代表者役職・氏名 代表取締役 皆川 敬

法人所在地・電話番号 新潟県見附市本所1丁目25番52号 0258(62)3555

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
いて重要事項を説明しました。

事業者	法人	株式会社生活サポーターふるまい	印
	法人所在地	新潟県見附市本所1丁目25番52号	
	事業所名称	グループホームふるまい見附	
	事業所番号	1591100134	
	事業所住所	新潟県見附市本所1丁目26番25号	
	説明者	阿部 結花	

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明
を受け、内容について承諾しました。

利用者	住所		
	氏名		印

代理人	住所		
	氏名		印

連帯保証人	住所		
	氏名		印